

新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

個人・世帯向け



給付 (もらえる)	全国すべての人々へ	特別定額給付金	一律1人10万円を給付 <small>住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人</small>	特別定額給付金 コールセンター	0120-260020 09:00~20:00(土日祝含む)
	離職等で住居を失った・失うおそれがある	住居確保給付金	家賃実費支給 各地域で上限あり 支給期間:原則3カ月(最長9カ月)	各市区町村の窓口	
	子育て世帯で家計が大変	子育て臨時特別給付金	児童手当の受給者に対し、 子ども1人当たり1万円を給付	各市区町村の窓口	
	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない	高等教育修学支援制度	授業料減免+返済の必要のない給付型奨学金	日本学生支援機構	0570-666-301 09:00~20:00(土日祝除く)
貸付 (かりる)	収入が減って家計の維持が難しい	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	厚労省「個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談コールセンター」 0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)	
		総合支援資金(特例貸付)	2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3カ月まで		
猶予 (支払延長)	市区町村民税・固定資産税が支払えない	自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定		各市区町村の窓口	
	国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない	自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定 国民健康保険は免除制度あり		各市区町村の窓口	
	公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない	支払期限を延長(事業者向けにも支払い猶予あり)		各電気・ガス・水道・電話等事業者	
	住宅ローンが支払えない	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能		各金融機関または 金融庁相談ダイヤル	0120-156811 10:00~17:00(土日祝除く)

事業主向け



感染拡大防止のための休業等の協力に対する「協力金」を支給する自治体もあります(東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、埼玉県など)

給付 (もらえる)	自粛などで業績が悪化(売上げ半減)	持続化給付金	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、 その月の売上げを年換算した額を、昨年1年間の売上げから引いた減少分を給付 上限:中小200万円、個人事業100万円	持続化給付金 事業コールセンター	0120-115-570 08:30~19:00 5月・6月(土日祝含む)7月~12月(土曜除く)
	従業員に休んでもらう場合	雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら最大10分の9まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	学校等休業助成金 支援金等相談 コールセンター	0120-60-3999 09:00~21:00(土日祝含む)
	従業員に子どもがいる場合	小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505 09:00~19:00(土日祝除く)
貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい	無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	民間金融機関	
		セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資をご利用中の方に、 別枠を設置/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	取引のある金融機関 または最寄りの信用保証協会	
		マル経融資の金利引き下げ	前年または前々年比5%以上売上減少で、融資限度額:別枠1000万円 当初3年間 金利を0.9%引き下げ(商工会議所等の推薦が必要)	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505 09:00~19:00(土日祝除く)
猶予 (支払延長)	法人税や消費税などの納税が難しい	法人税や消費税、ほぼすべての税	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は無担保 かつ延滞税なしで納税を1年猶予/固定資産税は軽減措置も	各地域の税務署	
	社会保険料が支払えない	健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に納付が猶予	健康保険協会または組合・日本年金機構	